

VI 保安施設設置





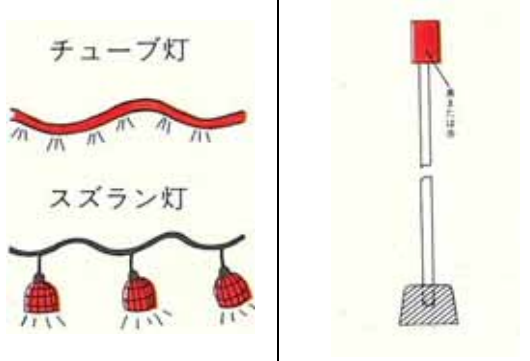
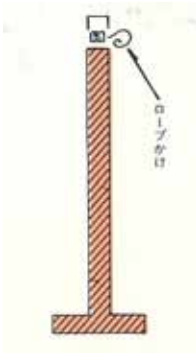
目 次


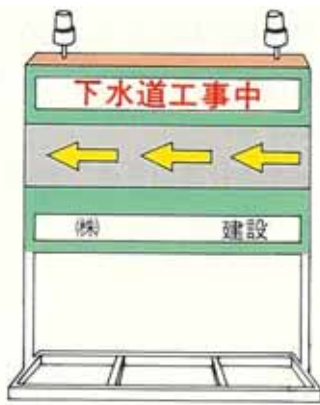

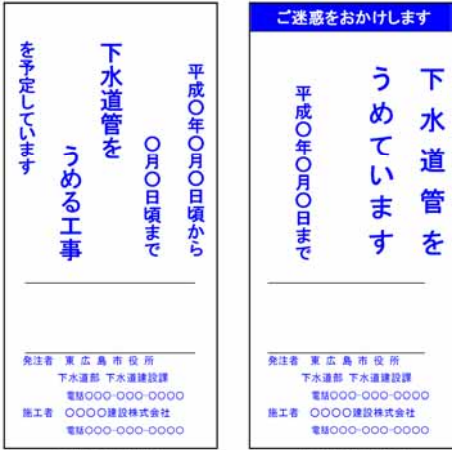
| | | |
|---|---------------------------|-------|
| 1 | 保安施設の標準様式 | VI-1 |
| 2 | 保安施設設置の留意点 | VI-8 |
| | (1) 標識、表示板 | VI-8 |
| | (2) 交通誘導員の配置 | VI-8 |
| | (3) 保安柵 | VI-9 |
| | (4) 夜間の保安灯及び照明 | VI-9 |
| | (5) その他 | VI-10 |
| 3 | 保安施設の設置例 | VI-11 |
| | (1) 片側交互通行 | VI-12 |
| | (2) 一方通行 | VI-15 |
| | (3) 一部占用 | VI-17 |
| | (4) 全面通行止め | VI-23 |
| 4 | 一方通行解除 | VI-26 |
| | (1) 一方通行規制解除の計画 | VI-26 |
| | (2) 一方通行規制解除の実施 | VI-27 |
| | (3) 一方通行規制解除計画の作成要領 | VI-28 |
| | (4) 一方通行規制解除の実施要領 | VI-29 |



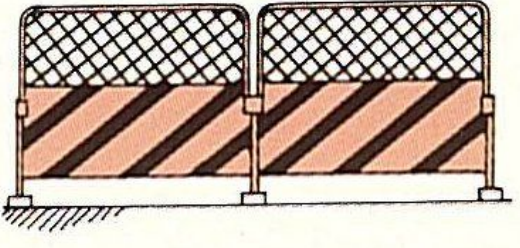


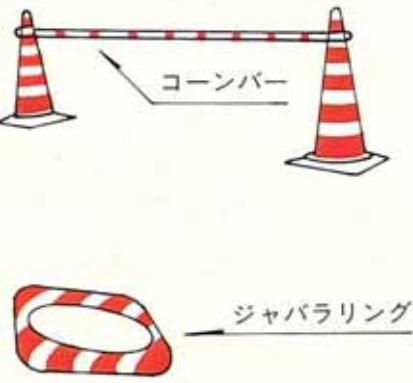
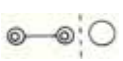
1 保安施設の標準様式



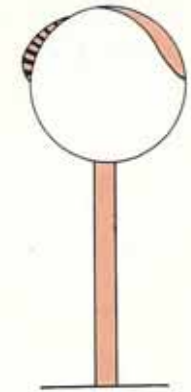



下水道工事における保安施設は、工事現場の状況によって土木工事共通仕様書等を参考に、その現場状況に最も合ったものを使用するものとする。


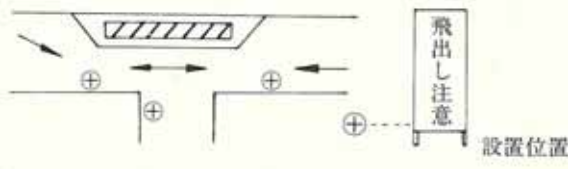
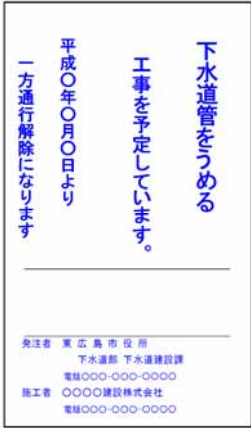

| 記号名称 | 下水道工事標準仕様 | 土木工事標準仕様 | 備 考 |
|------------|---|---|--|
| ① 工事標識 |  |  | 1. 設置位置は原則として、工事現場から約 50 m、100m 先及び工事現場の起点、終点とする。 なお、道路幅、交通量等の状況によっては 100～500m 先にも設置する。 |
| ② 道路幅員減少標識 |  |  | 1. 設置位置は原則として、工事現場から約 50 m、100m 先及び工事現場の起点、終点とする。 なお、道路幅、交通量等の状況によっては 100～500m 先にも設置する。 |
| ③ 片側交互通行標識 |  |  | 1. 設置位置は原則として、工事現場から約 50 m、100m 先及び工事現場の起点、終点とする。 なお、道路幅、交通量等の状況によっては 100～500m 先にも設置する。 |
| ④ 方向指示標識 |  |  | 1. 方向指示が必要な箇所に 1 枚以上設置する。 |
| ⑤ 徐行標識 |  |  | 1. 設置位置は原則として工事現場から約 50m 先及び工事現場の起点、終点付近とする。 |


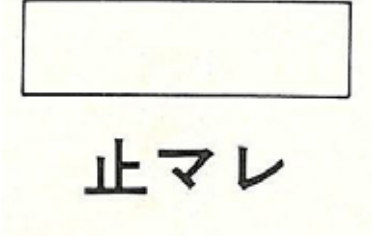
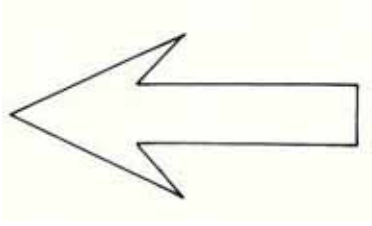
| 記号名称 | 下水道工事標準仕様 | 土木工事標準仕様 | 備 考 |
|---------------|---|--|--|
| ⑥ 下水道工事標識 |  | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置位置は工事現場の起点、終点とする。 2. 夜間緊急連絡先を2名以上記入する。 3. 夜間作業または昼夜間作業を行う場合は掲示板の標示を変える。  4. 工事期間は、交通上支障を与える実際の機関とし、工期が変更になった場合は速やかに書き換える。なお、末尾に（予定）を記入する。 5. 設計金額1億円以上の工事は、監督員の指示により工事費（受注金額）を記載する。 |
| ⑦ 下水道工事お願い標識板 |  |  | <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置位置は原則として工事現場から約50m先とする。 2. 土木専門用語は、出来るだけ使用せず、道路利用者や沿道住民が十分理解出来る用語を使用する。 |
| ⑧ |  | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場の囲いの部分に高さ約1.0m～1.5m程度、視認距離夜間150m以上、間隔2m以内で設置する。 2. 夜間道路が暗く、車両や歩行者等の通行に危険や支障をきたすおそれがある現場では、状況に応じて200ワット以上の照明灯を設置する。 |
| ⑨ |  | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 間隔は3.0m以内で設置する。 |

| 記号名称 | 下水道工事標準仕様 | 土木工事標準仕様 | 備 考 |
|--|---|----------|--|
| ⑩ 回 転 灯 |  | | <p>1. 夜間施工又は夜間に交通解放できない場合 その両端に視認距離夜間 200m以上（40 ワット以上）のものを設置する。 ただし、近隣に迷惑になる場合は、必要な対策を講じる。</p> |
| ⑪ 誘 導 標 示 板 |  | | <p>1. 夜間施工又は夜間に交通解放できない場合 その両端に視認距離夜間 200m以上（40 ワット以上）のものを設置する。 ただし、近隣に迷惑になる場合は、必要な対策を講じる。</p> <p>2. 下水道工事中の標示板とともに設置する。</p> |
| ⑫ ま わ り 道 案 内 標 示 板 |  | | <p>1. 設置位置は、迂回が必要となる交差点とする。</p> <p>2. 現在位置、方位を明示する。</p> <p>3. 公共的な施設などわかりやすい目標物を記入する。</p> <p>4. 下水道工事の施工箇所を明示する。</p> <p>5. 下水道工事中の標示板と共に設置する。</p> <p>6. 案内図は見る方向にあわせて書く。</p> |
| ⑬ お 知 ら せ 標 示 板 |  | | <p>1. 設置位置は、工事現場から約 100mの範囲内とする。</p> <p>2. 施工箇所、施工期間、作業時間等を記入する。</p> <p>3. 昼夜間の連絡員及び電話連絡先を記入する。</p> <p>4. 土木専門用語は、出来るだけ使用せず、道路利用者や沿道住民が、十分理解出来る用語を使用する。</p> |

| 記号名称 | 下水道工事標準仕様 | 土木工事標準仕様 | 備 考 | |
|---|---|----------|---|---|
| ⑭ |  | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場を取り囲んで設置する。 2. 一般市民が誤って立ち入らないようロープなどで連結する。 3. 長期間設置する場合は鉄パイプで強固に連結する。 | |
|  | | | | 保安柵 (バリケード) |
| ⑮ | | | |  |
|  | 保安柵 (ネットフェンス) | | | |
| ⑯ 信号機 |  | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 片側交互通行が長区間にわたる場合で、交通誘導員では対応が困難な場合に設置する。 なお、設置については所轄警察署と地元住民（町内会等）と協議を行う。 2. 信号機の切替時間を明記する。 | |
| ⑰ |  | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 車両量誘導線、歩道境界線が必要な場合に設置する。間隔は、2 m以内とする。 2. 夜間または昼夜間にわたって設置するものは全面反射式とする。 | |
| セーフテークン | | | |  |

| 記号名称 | 下水道工事標準仕様 | 土木工事標準仕様 | 備 考 | |
|---|---|----------|--|--|
| ⑮ |  | | <p>1. 歩行者、通行車両、工事用車両等の誘導が必要な箇所に配置する。</p> | |
|  | | | | |
| 交通誘導員 | | | | |
| ⑯ |  | | <p>1. 工事の施設や安全欄等によって死角が出来人や車の飛び出しが危険となった場合に設置する。</p> | |
|  | | | | |
| カーブミラー | | | | |
| <p>⑰</p> <p>歩行者通行可能 車両進入禁止 標示板</p> |  | | <p>1. 工事現場の起点終点付近に設置する。</p> <p>2. 車両通行止の場合は、⑬お知らせ標示板と共に設置する。</p> | |
| ⑱ |  | | <p>1. 歩行者横断通路の前後に設置する。</p> | |

| 記号名称 | 下水道工事標準仕様 | 土木工事標準仕様 | 記号名称 | | | | | | |
|----------------------|---|----------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|
| <p>⑳</p> <p>警戒標識</p> |  | | <p>1. 段差、凹凸の標識は、その場所から 30m～50m前方に設置する。</p> <p>2. 「飛出し注意」は、工事により片側交互通行となっている箇所の交差点の手前に2～3か所以上設置する。</p>  | | | | | | |
| <p>㉑</p> <p>予告看板</p> |  | | <p>1. 一方通行規制解除区間の起点と終点へ事前（7～10日）に通行車両にわかりやすく設置する。</p> <p>2. 一方通行規制を解除した時点で撤去する。</p> | | | | | | |
| <p>㉒</p> <p>予告看板</p> |  | | <p>1. 一方通行規制が復元する区間の起点と終点へ事前（7～10日）に通行車両にわかりやすく設置する。</p> <p>2. 一方通行規制を復元した時点で撤去する。</p> | | | | | | |
| <p>㉓</p> <p>標示看板</p> | <p>表 裏</p> <table border="1" data-bbox="486 1612 710 2038"> <tr> <td>一方通行解除 始り</td> <td>一方通行解除 終り</td> </tr> <tr> <td>一方通行解除 区間</td> <td>一方通行解除 区間</td> </tr> <tr> <td>一方通行解除 終り</td> <td>一方通行解除 始め</td> </tr> </table> | | 一方通行解除 始り | 一方通行解除 終り | 一方通行解除 区間 | 一方通行解除 区間 | 一方通行解除 終り | 一方通行解除 始め | <p>1. 設置の時期は、一方通行規制解除を開始した時点から、一方通行規制復元をするまでの期間。</p> <p>2. 両方向からの車両に分かるように両面書きもしくは、2枚合せて設置する。</p> |
| 一方通行解除 始り | 一方通行解除 終り | | | | | | | | |
| 一方通行解除 区間 | 一方通行解除 区間 | | | | | | | | |
| 一方通行解除 終り | 一方通行解除 始め | | | | | | | | |

| 記号名称 | 下水道工事標準仕様 | 土木工事標準仕様 | 記号名称 |
|----------------------|---|----------|---|
| ㊾ 仮設交通標識 |  | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一方規制解除の期間中、車両を安全に誘導する為に、必要に応じて設置する。これは、一方通行規制を解除すると、一方通行とは逆方向にも車が通るようになるが、その方向には道路指定標識等が設置されていないため、曲がってはならない方向に曲がったり、直進できないのに直進してしまうことがあるので、これを防止するために設置するものである。 2. 一方通行を解除した時点から復元する時点まで設置する。 3. 一方通行を復元後は、必ず既設の標識類を原形復旧する。 |
| ㊿ 仮設交通標示 (停止線) |  | | |
| ㊽ 道路標示 (指定方向) |  | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一方通行規制解除の期間中、不用となる指定方向矢印を消す。 2. 一方通行を復元後は、必ず原形復旧する。 |

2 保安施設設置の留意点

(1) 標識、標示板

- ① 歩行者及び車両に対して、よく見える位置に設置する。
- ② 設置した標識類によって、見通しや通行に支障とならないよう設置する。
- ③ 転倒したり吹き飛んだりしないように、土のう、鉄パイプ、ジャバラリング等の重しやガードレール等への緊結によって固定する。
- ④ 現場周辺の道路及び工事現場の状況によって、適宜標識類の増減を行う。
- ⑤ 工事現場の状況に即応して、標識類の設置・撤去を行う。
特に夜間は、車両の通行が可能になるにも関わらず、「車両通行止め」の標示を出しっぱなしにしている現場が見受けられるが、この場合標識を一時撤去するか、袋をかぶせる等の措置を講ずること。
- ⑥ 設置した標識類については、常に点検を行い、修繕、塗装、清掃等の維持管理を行うこと。

(2) 交通誘導員の配置

- ① 工事現場への工事車両出入口に配置する。ただし、工事車両の誘導員は、原則として別途配置するものとする。
- ② 通行帯が掘削機などの旋回範囲にかかる場合は、原則としてその前後に配置する。なお、掘削機等の誘導員は、別途配置するものとする。
- ③ 工事車両が工事現場への出入をバックで行わざるを得ない場合は、バックする車両の後尾に配置する。
- ④ 歩行者通路の両サイドに配置する。
- ⑤ 占用部分の片側又は両サイドに配置する。
 - 1) 片側交互通行 …… 両側
 - 2) 一方通行 …… 片側
 - 3) 全面交通止 …… 両側
 - 4) 一部占用 …… 現場状況により、片側又は両側
- ⑥ 全面通行止めの場合、あるいは大型車両のみ通行止めの場合は、現場に通じる各交差点に配置する。
- ⑦ その他現場の状況に応じて配置する。

なお、上記の配置区分で同一位置にダブって配置されるものについては、現場の状況を十分配慮の上、安全上支障のない範囲で減ずることができるものとする。

(3) 保安柵

① 設置における留意点

- 1) ネットフェンス及びバリケードは、原則として連続して設置するものとし、セーフティーコーン間隔は2m以内とする。
- 2) ネットフェンスは鉄線で、バリケードはロープまたは鉄パイプで、セーフティーコーンはコーンバーで連結する。
- 3) 転倒したり吹き飛ばされないように、土のう、鉄パイプ、ジャバラリング等で対策を講じる。

② 現場の囲い

- 1) 昼間………ネットフェンス (h=1.8m) を連結して設置するものとする。
ただし、
 - ア) 工事車両の出入、掘削機械などの旋回等により、ネットフェンス (h=1.8m) が設置出来ない場合は、ネットフェンス (h=1.2m以上)、バリケードまたはセーフティーコーンとする。
 - イ) 試験掘り等の一時的で簡易的な工事の場合は、ネットフェンス (h=1.2m以上)、バリケードまたはセーフティーコーンとしてもよい。
 - ウ) 現場内に、万一第三者が立ち入っても危険がない場合は、ネットフェンス (h=1.2m以上) またはバリケードを連結して設置してもよい。
- 2) 夜間………ネットフェンス (h=1.8m) を連結して完全に取囲むものとする。
ただし、
 - ア) 現場内に、もし第三者が立入っても危険がない場合は、ネットフェンス (h=1.2m以上) またはバリケードを連結して設置しても良い。

③ 歩車道の区分

- 1) 仮設歩道が狭い場合
セーフティーコーンを2m間隔以内で設置し、コーンバー等で連結する。
- 2) 仮設歩道が広い場合
バリケードまたはセーフティーコーンを設置し、コーンバーあるいは鉄パイプで連結する。
- 3) 長期間設置する場合
鉄パイプで連結したバリケード、またはガードレールを設置する。

(4) 夜間の保安灯及び照明

- ① 工事現場の囲い (ネットフェンス (h=1.8m) 、バリケード) には、必ずスズラン灯またはチューブ灯で囲む。
- ② 工事が短期間の場合は、設置式の保安灯でもよい。ただし、電池をよく抜き取られるので注意する。
- ③ 歩行者通路が暗い場合は、投光器で照らす。ただし、投光器の光が住民に、迷惑をかけないように配慮する。

(5) その他

- ① 工事が長期（一ヶ月以上）となった場合は現場状況により、センターライン、車両誘導線、横断歩道等を移動して新たに設置する。ただし、警察、公安委員会、地元と協議する。
- ② 仮設標識（進路指定標識、飛出し注意、カーブミラー等）を、現場状況にあわせ設置する。
- ③ 全面通行止の場合は7日～10日前に、工事現場の各交差点に予告標識を出し、付近住民または車両にPRをする。
- ④ 歩行者通路及び二輪車通路は出来る限り確保し、「歩行者通路」、「二輪車通行可」の標識は必ず設置する。
- ⑤ 歩行者通路は、工事現場及び車道と区分して設ける。幅員は0.75m以上とし、歩行者の多い所で、幅員が確保できる場合は1.5m以上として、歩行者に危険のないよう路面の凸凹をなくする。
- ⑥ 歩行者用通路は重機旋回範囲内に設置しない。

3 保安施設の設置例

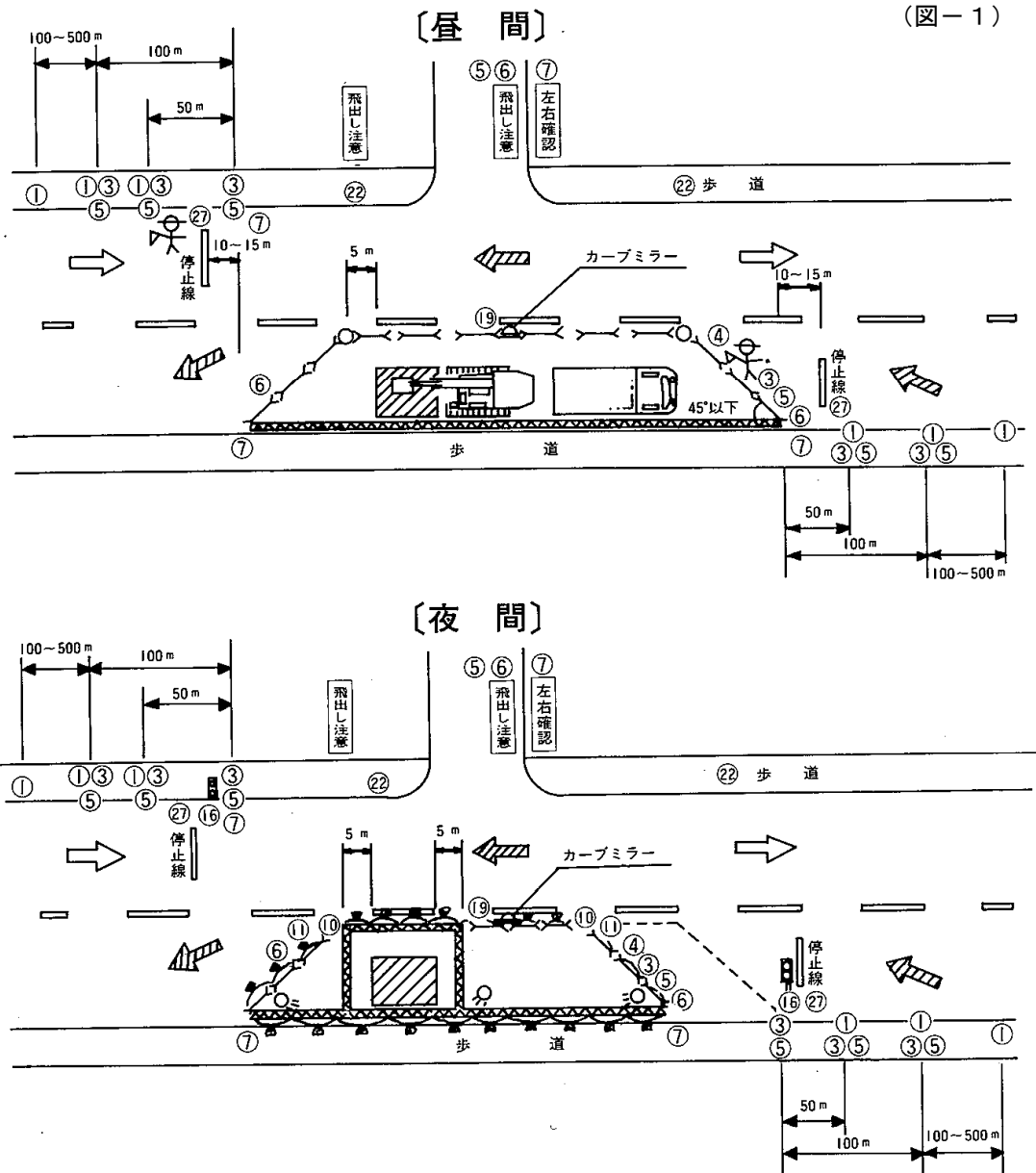
保安施設の設置は、工事の道路占用状態、車両の通行状態、工事現場やその周辺地域の状況等によって現場ごとに異なってくるが、ここでは車両の通行状態及び工事の道路占用状態等による一般的な設置例を示すものとする。

保安施設の設置例（一覧表）

| 占用形態 | | 設 置 例 | | | 昼夜間 | 図番 | |
|------|--------|-------|--|----|-------------------------|-------|------|
| (1) | 片側交互通行 | ① | 標準的な設置例 | | | 昼間・夜間 | 図-1 |
| | | ② | 開削工における設置例 | | | 昼間 | 図-2 |
| | | ③ | 立坑工における設置例 | | | 昼間 | 図-3 |
| (2) | 一方通行 | ① | 開削工における設置例 | 1) | 開口部が短い場合 | 昼間 | 図-4 |
| | | | | 2) | 開口部が長い場合 | 昼間 | 図-5 |
| (3) | 一部占用 | ① | 立坑工における設置例 | 1) | 2車線の路面中央部を占用して両側通行させる場合 | 昼間・夜間 | 図-6 |
| | | | | 2) | 3車線の路面中央部を占用して両側通行させる場合 | 昼間 | 図-7 |
| | | ② | 試験掘における設置例 | 1) | 交差点の場合 | 昼間 | 図-8 |
| | | | | 2) | 道路横断をする場合 | 昼間 | 図-9 |
| | | ③ | 下水管の維持管理及び測量・調査等により、既設マンホールを開口して作業する場合の設置例 | 1) | 道路中央部の場合 | 昼間 | 図-10 |
| | | | | 2) | 路端の場合 | 昼間 | 図-11 |
| (4) | 全面通行止 | ① | 標準的な設置例 | | | 昼間・夜間 | 図-12 |
| | | ② | 立坑工における設置例 | | | 昼間 | 図-13 |

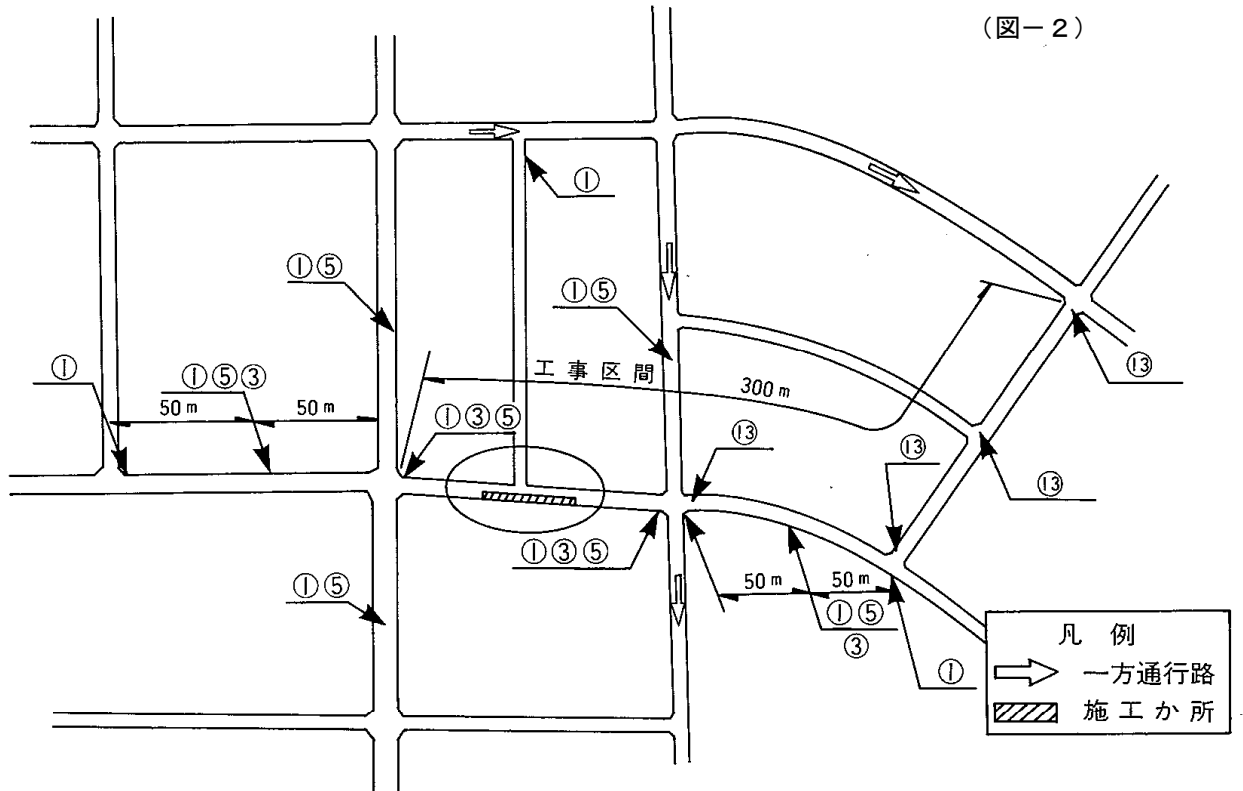
(1) 片側交互通行

① 標準的な設置例

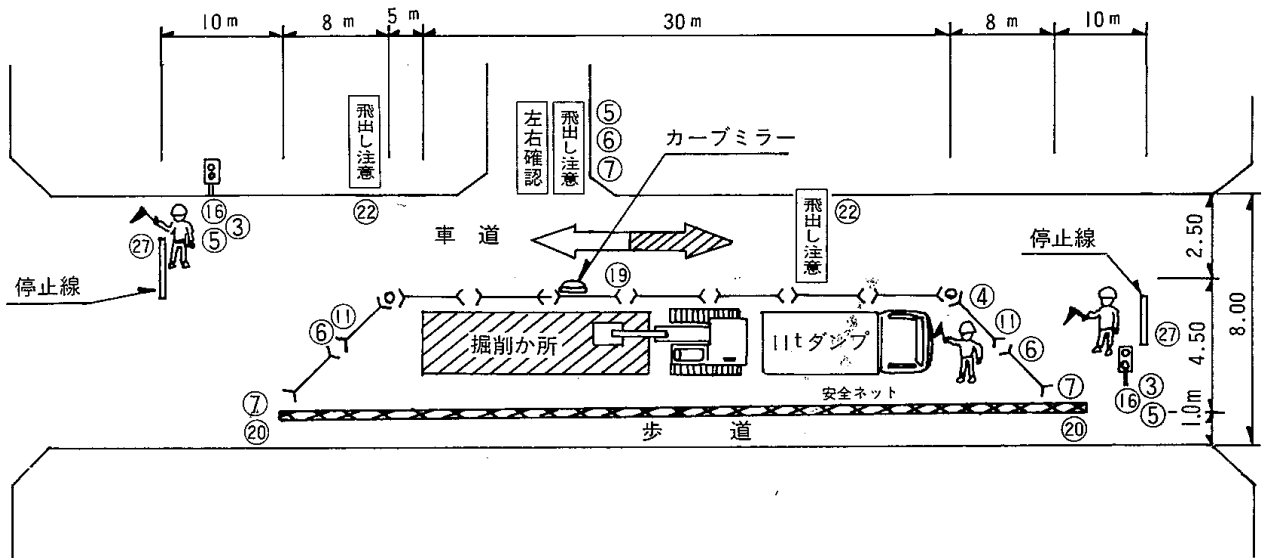


- 注) ① ①③⑤の設置数, 距離は交通量その他, 現地の状況により増減する。
 ② 工事現場の両サイドに停止線を設置する。
 ③ 停止線のか所には, 交通誘導員又は信号機を配置する。但し, 信号機は工事区間が長く誘導員では誘導が困難な場合又は夜間の誘導に使用する。
 ④ 工事車両の出入の時には, 車両誘導員を配置する。
 ⑤ 現場状況により, センターライン, 車両誘導線, 横断歩道等を移動してあらたに設置する。
 ⑥ 夜間は, ネットフェンス, バリケードに保安灯(チューブ灯, スズラン灯)を取付ける。

② 開削工における設置例（昼間）



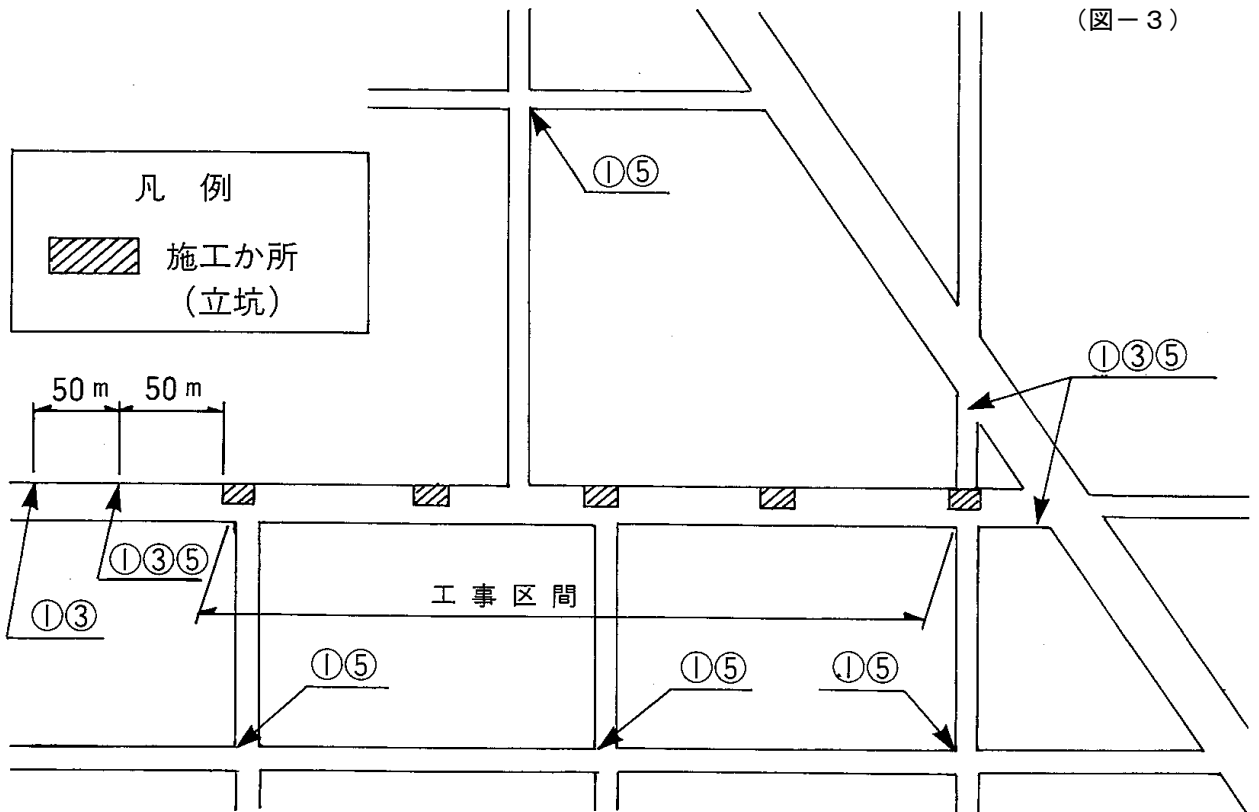
〔施工か所詳細図〕



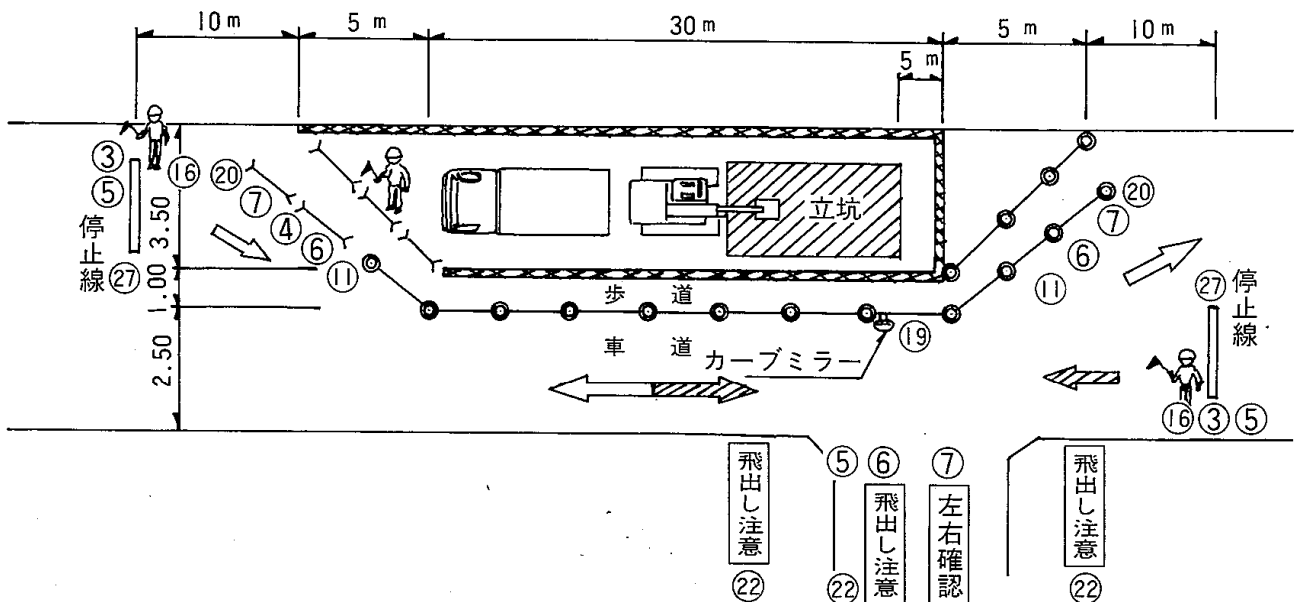
- 注) ① 工事車両の出入の時には、車両誘導員を配置する。
 ② 歩行者及び車両の誘導は信号機又は、交通誘導員により行なう。
 ③ 現場状況により、センターライン、車両誘導線、横断歩道等を移動して新たに設置する。
 ④ 仮設標識（進路指定標識、飛び出し注意、カーブミラー等）を現場状況にあわせ設置する。
 ⑤ 夜間は開口部をネットフェンス（ $h = 1.8\text{m}$ ）で囲み保安灯を設置する。

③ 立坑工における設置例（昼間）

(図-3)



〔施工か所詳細図〕



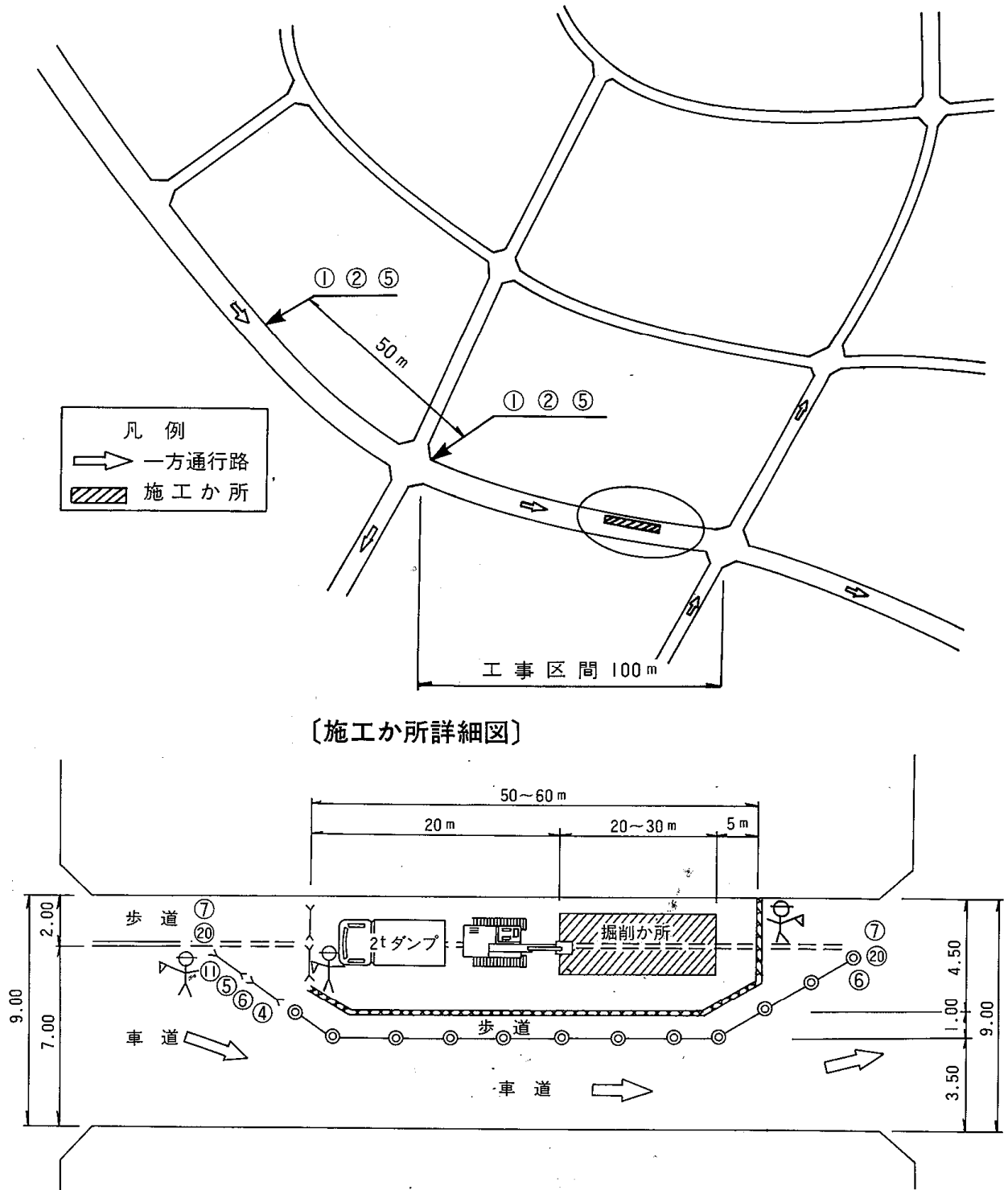
- 注) ① 工事現場の両サイドに交通誘導員あるいは信号機を設置する。但し、信号機は工事区間が長く、誘導員で誘導が困難な場合、又は夜間誘導に使用する。
 ② 夜間の掘削か所の囲いはネットフェンスを連結して取り囲む。
 ③ 夜間は安全柵、コーンバーに保安灯を取り付ける。

(2) 一方通行

① 開削工における設置例（昼間）

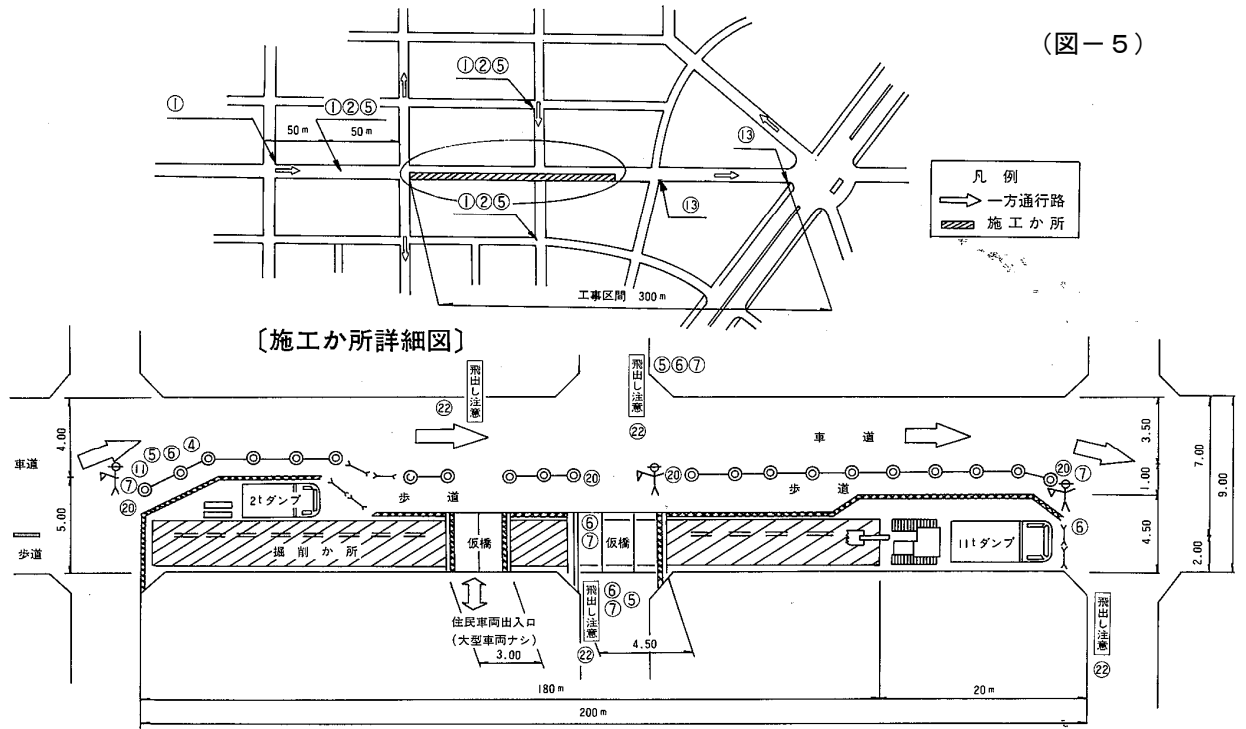
1) 開口部が短い場合

(図-4)



- 注) ① 夜間はネットフェンス, コーンバー等に保安灯を設置する。
 ② 工事現場の車両進入側及び車両の出入口には, 交通誘導員を配置する。
 ③ 工事車両の出入時の誘導は, 人通りが少ない場合は交通誘導員が行ってもよい。

2) 開口部が長い場合

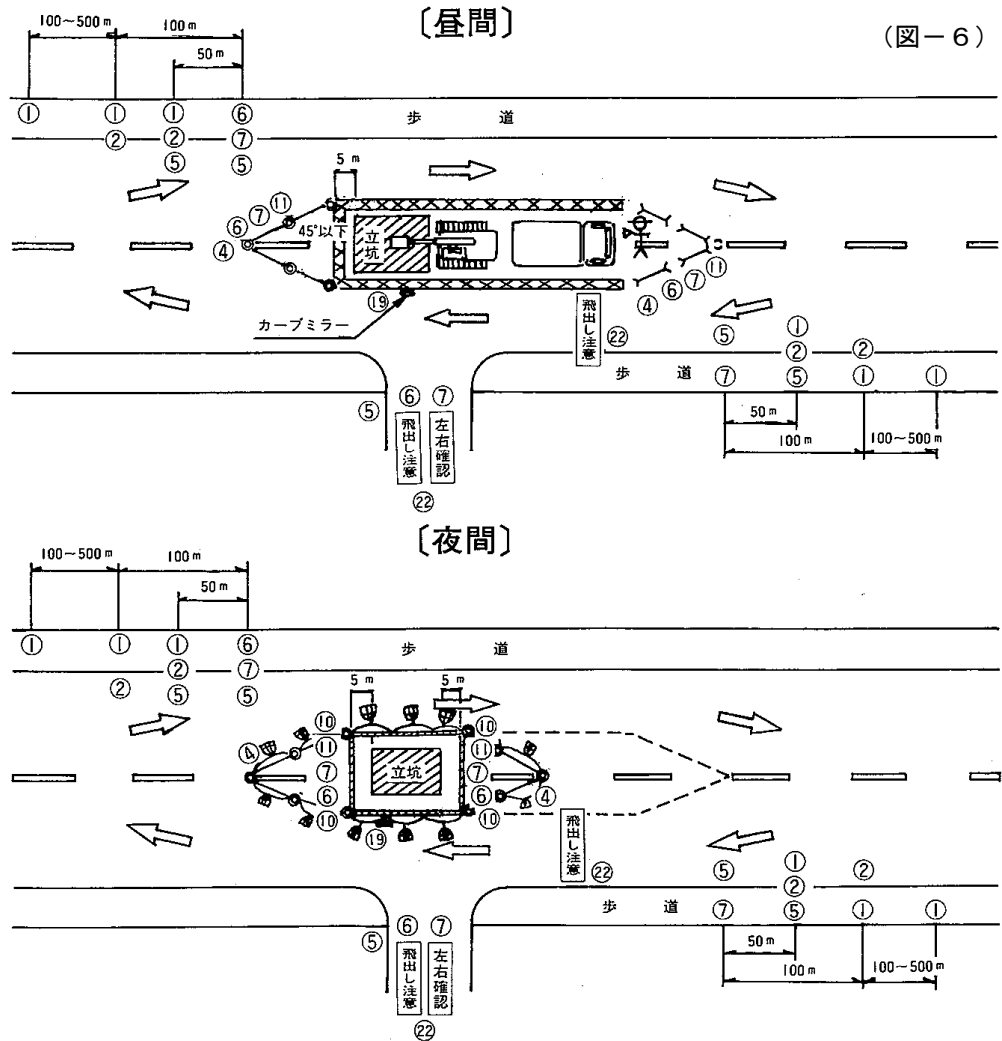


- 注) ① 夜間は開口部を安全柵で囲い、安全柵、コーンバーに保安灯を設置する。
 ② 作業中は、工事車両出入口及び交差点に交通誘導員を付ける。
 ③ 作業のため歩行者用通路の確保が出来ないか所は、前後に交通誘導員を配置する。
 ④ 沿線住民の車両等出入口及び交差点は仮橋、路面覆工を行なう。

(3) 一部占用

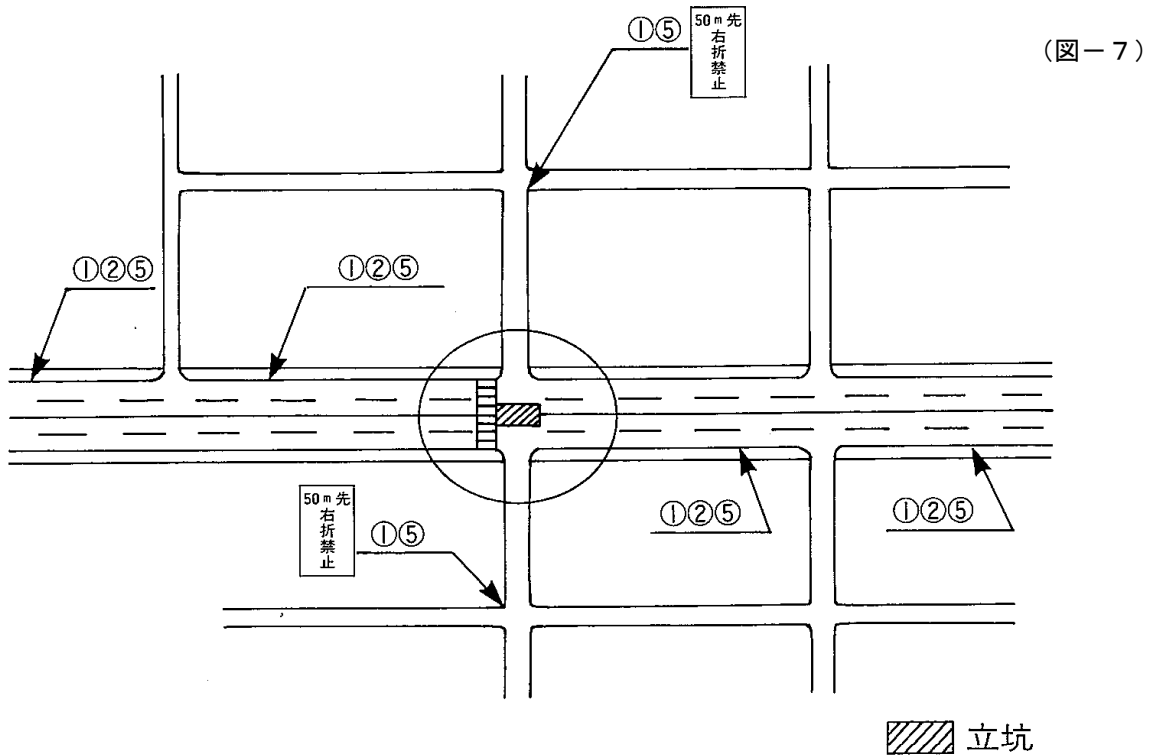
① 立坑工における設置例

1) 2車線の路面中央部を占有して両側通行させる場合（昼間及び夜間）

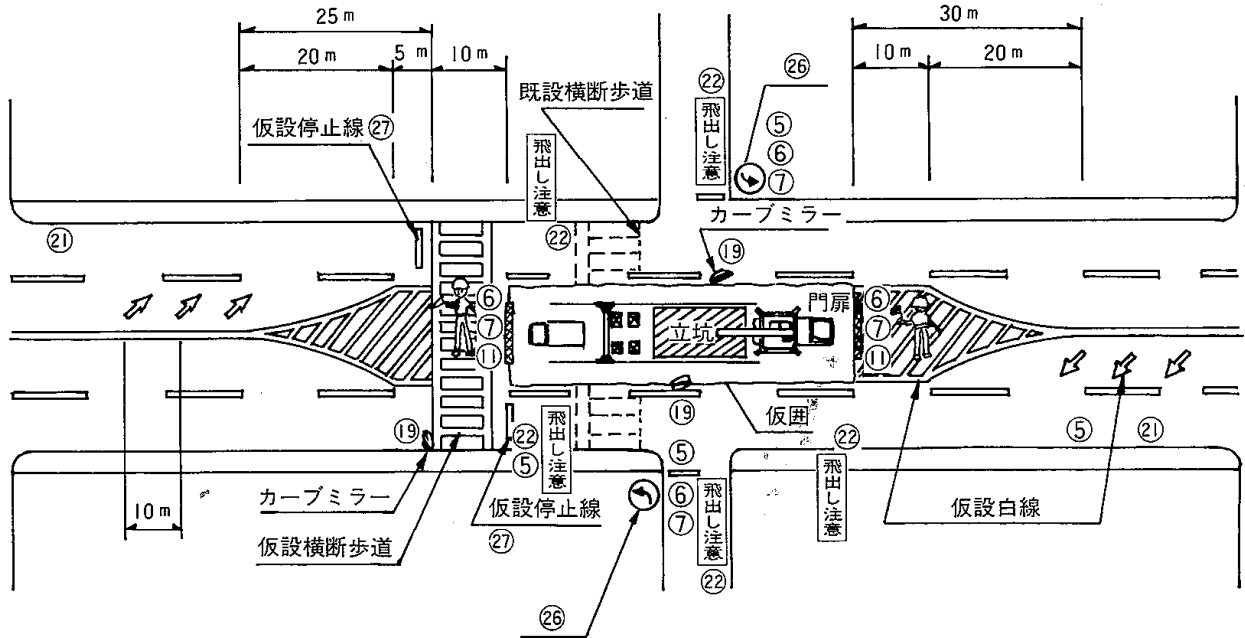


- 注) ① ①, ⑤の設置数, 距離は交通量その他現地の状況により増量する。
 ② 立坑は第三者が立入らないようにネットフェンスで強固に連結して取り囲む。
 ③ センターライン車両誘導線又は横断歩道は現場状況を十分配慮して書き換える。
 ④ 仮設標識（進路指定標識, 飛び出し注意, カーブミラー等）を現場状況にあわせて設置し撤去する。
 ⑤ 夜間は安全柵に保安灯（チューブ灯, スズラン灯）を設置する。

3車線の路面中央部を占有して両側通行させる場合（昼間）



〔施工か所詳細図〕



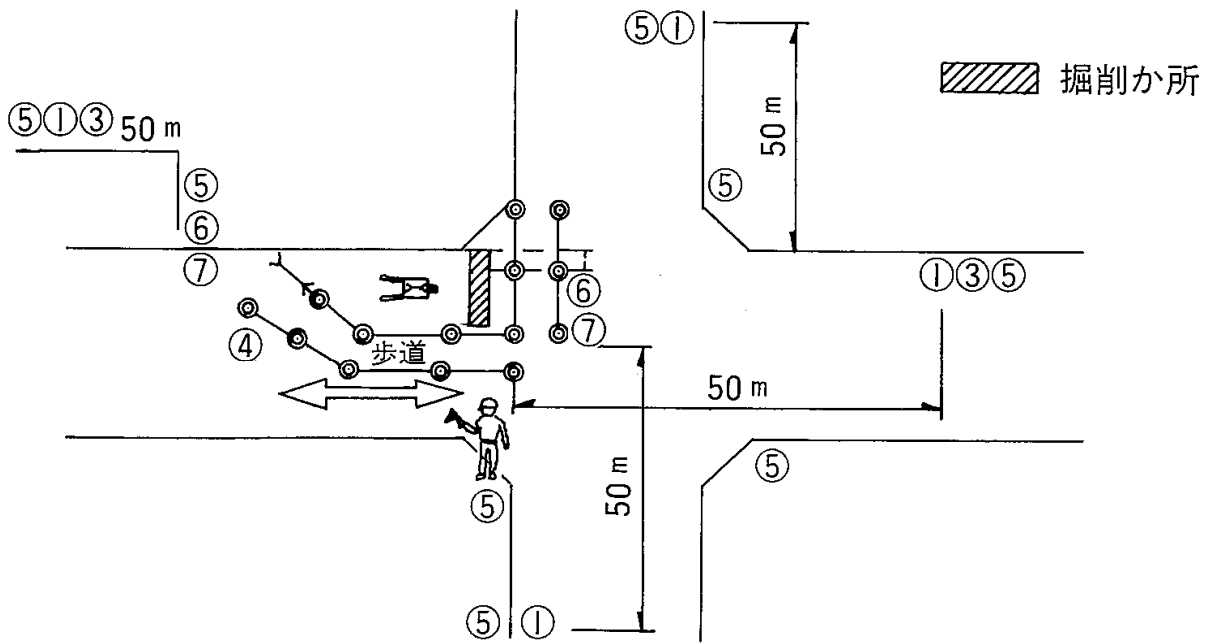
- 注) ① 夜間は、仮囲に保安灯（スズラン灯、チューブ灯等）を設置する。
 ② 工事車両出入口には、交通誘導員を配置する。
 ③ センターライン、車両誘導線又は、横断歩道は、現場状況を十分配慮して書き換える。
 ④ 仮設横断歩道を設置する場合には、車両に対して「飛出し注意」、「除行」等の標識で歩行者への注意をうながす。

② 試験掘における設置例(昼間)

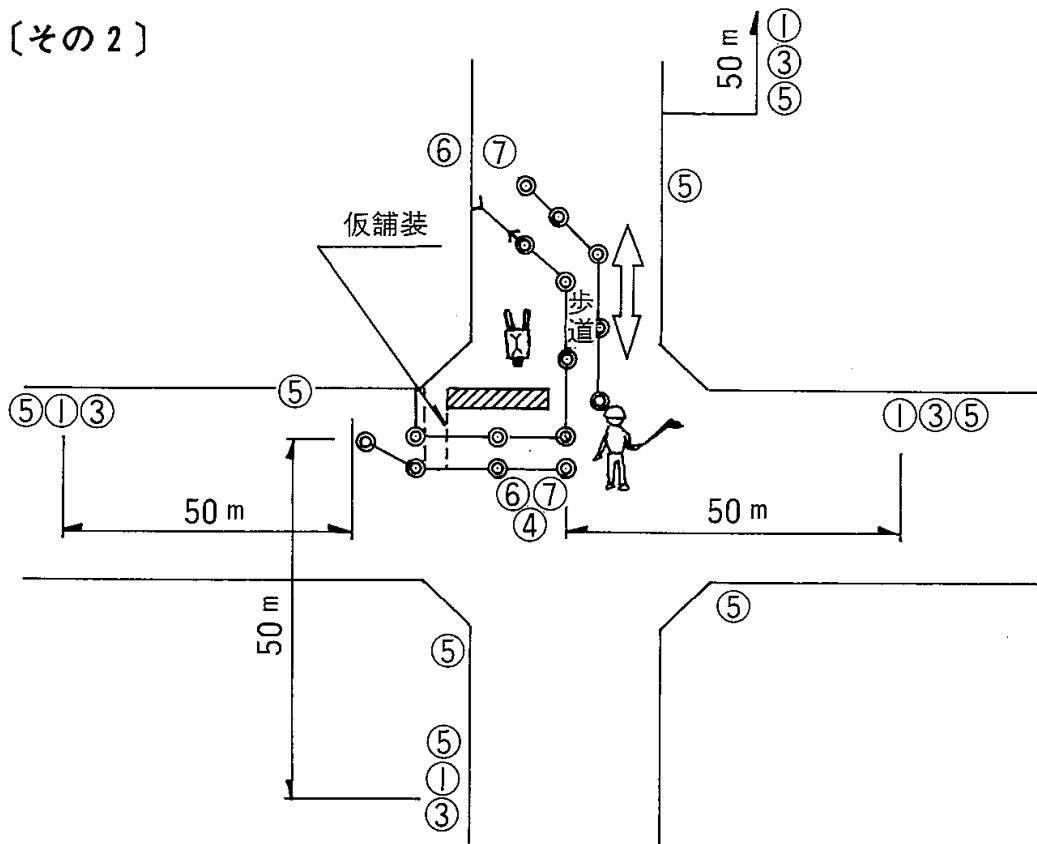
1) 交差点の場合

(図-8)

〔その1〕



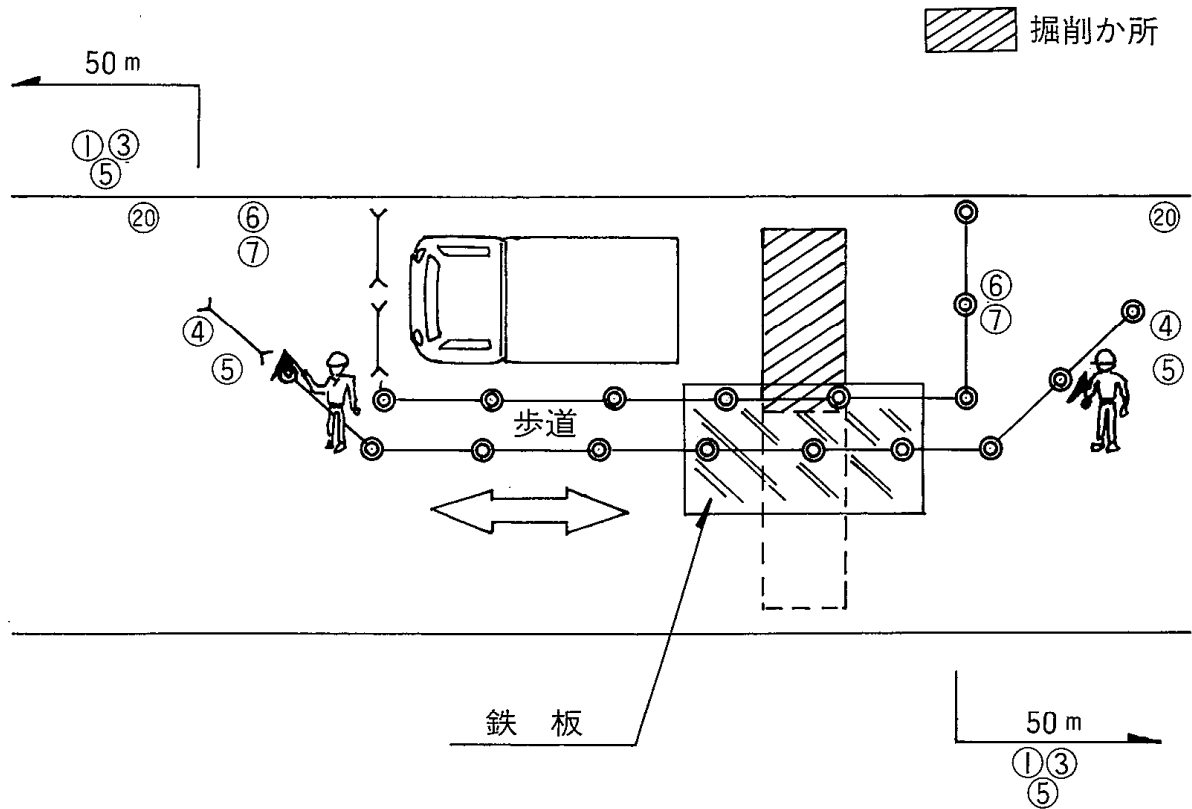
〔その2〕



- 注) ① 作業中は交通誘導員を片側又は両サイドに配置する。
 ② 〔その1〕〔その2〕と片側ずつ施工する。
 ③ 交差点付近には工事用車両の駐車をしない。

2) 道路横断をする場合（昼間）

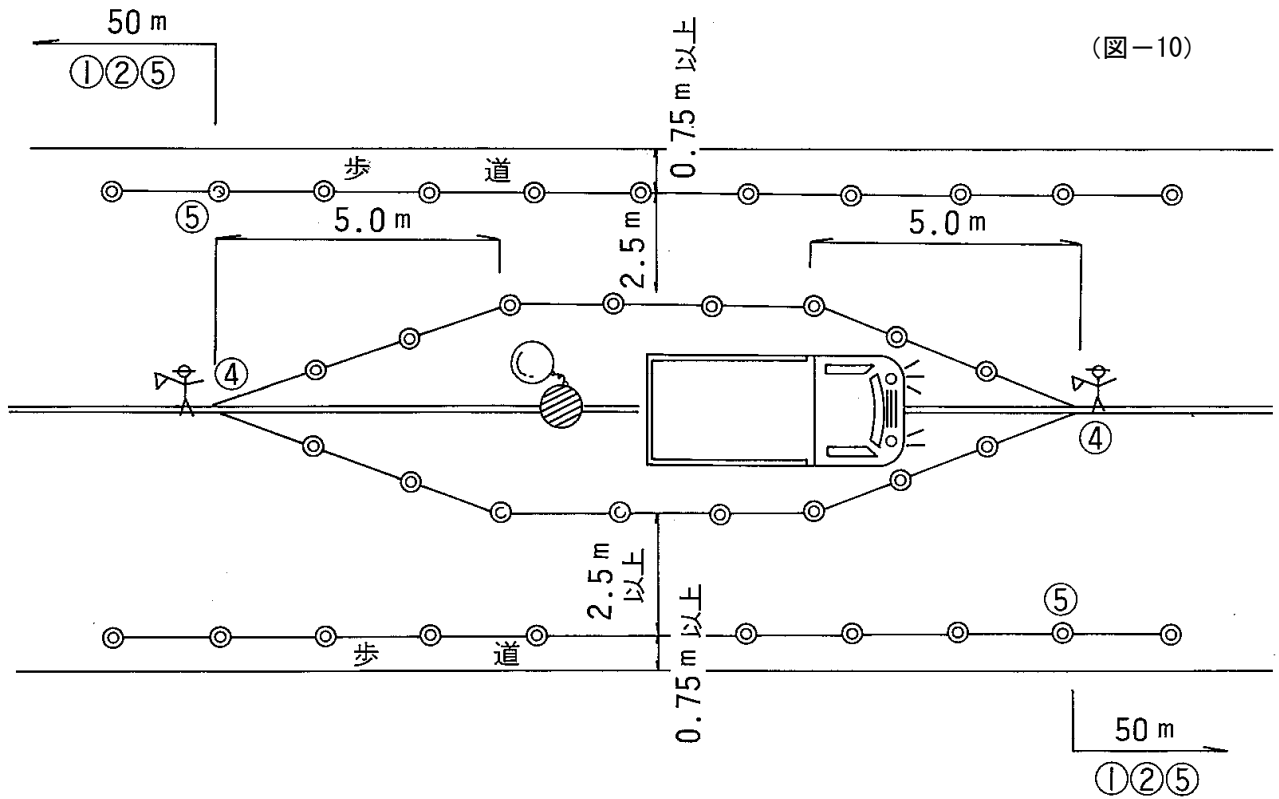
(図-9)



- 注) ① 作業中は交通誘導員を片側又は両サイドに配置する。
 ② 道路中央で2ヶ所に分け、片側ずつ施工する。
 ③ 道路中央には、鉄板等を敷く。

③ 下水管の維持管理及び測量・調査等により、既設マンホールを開口して作業する場合の設置例

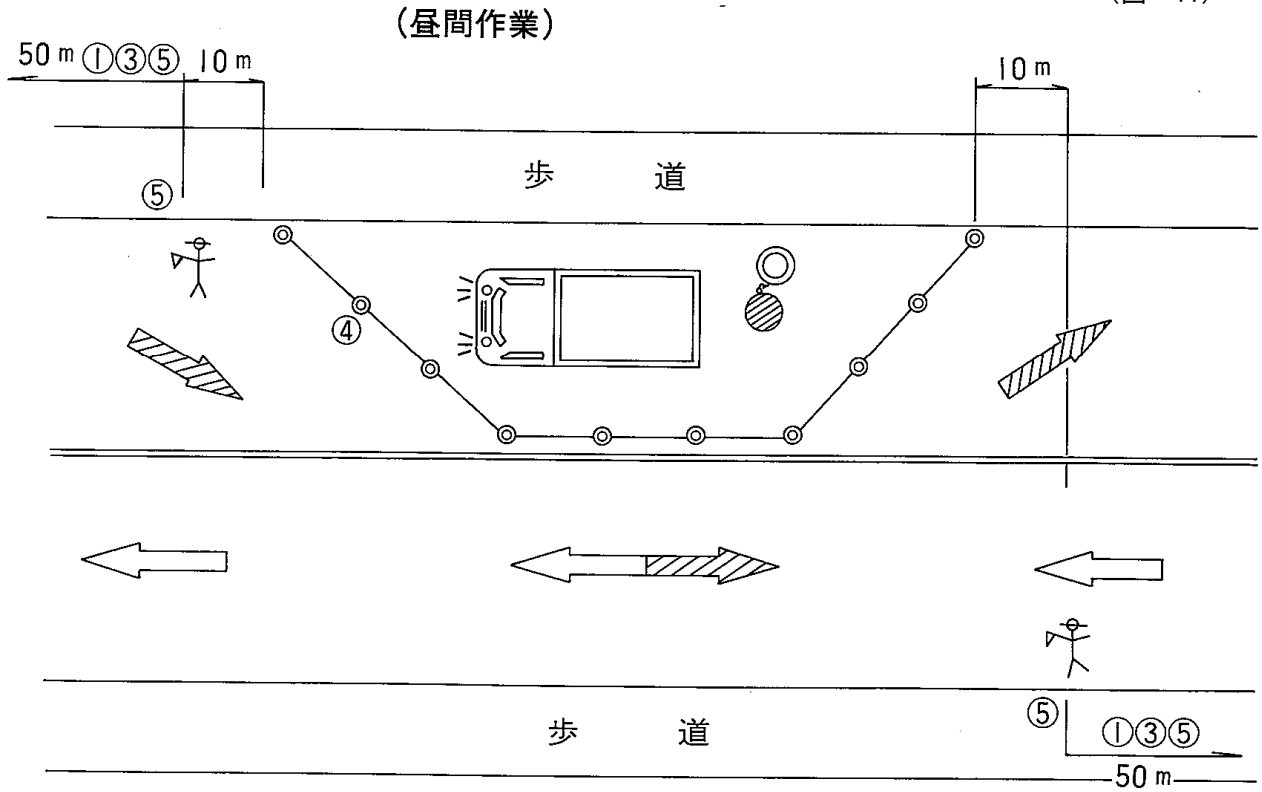
1) 道路中央部の場合（昼間）



- 注) ① 作業中は車両誘導員を片側又は両サイドに配置する。
 ② 作業用車両の駐車灯を点灯しておく。
 ③ 作業用車両のない場合は両対面か所に誘導標示板を設置する。

2) 路端の場合 (昼間)

(図-11)

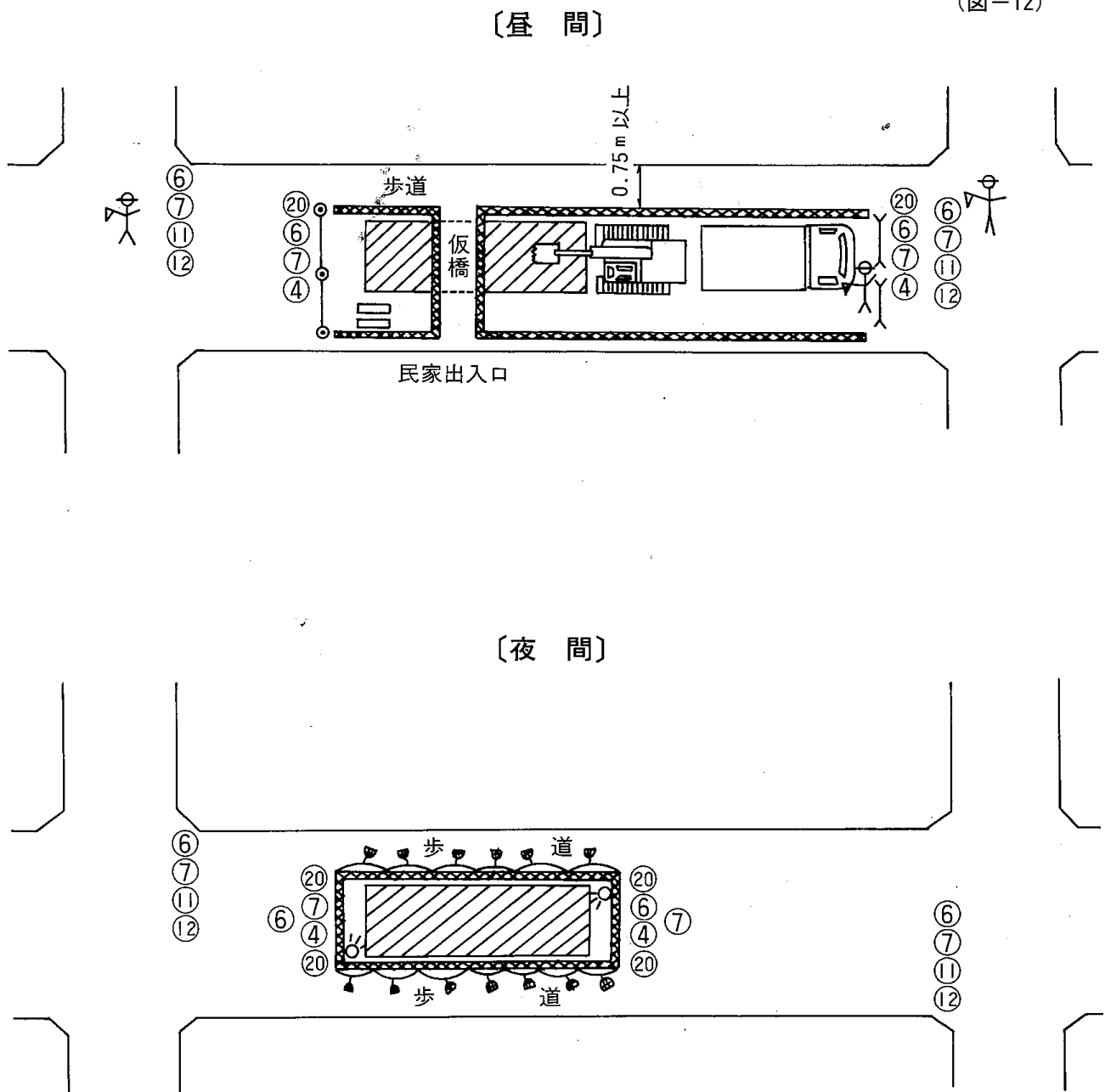


- 注) ① 作業中は、車両誘導員を片側及び両サイドに配置する。
 ② 作業用車両の駐車灯を点灯する。
 ③ 作業用車両は交通の流れに對面する方向に設置する。

(4) 全面通行止

① 標準的な設置例 (昼間及び夜間)

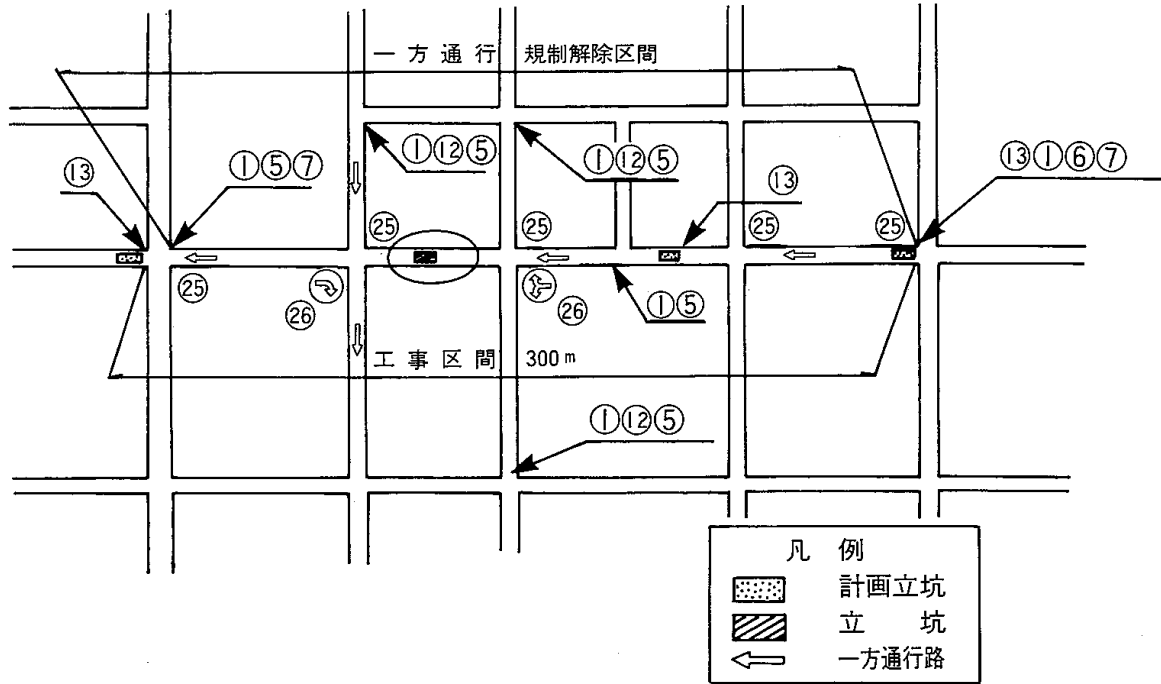
(図-12)



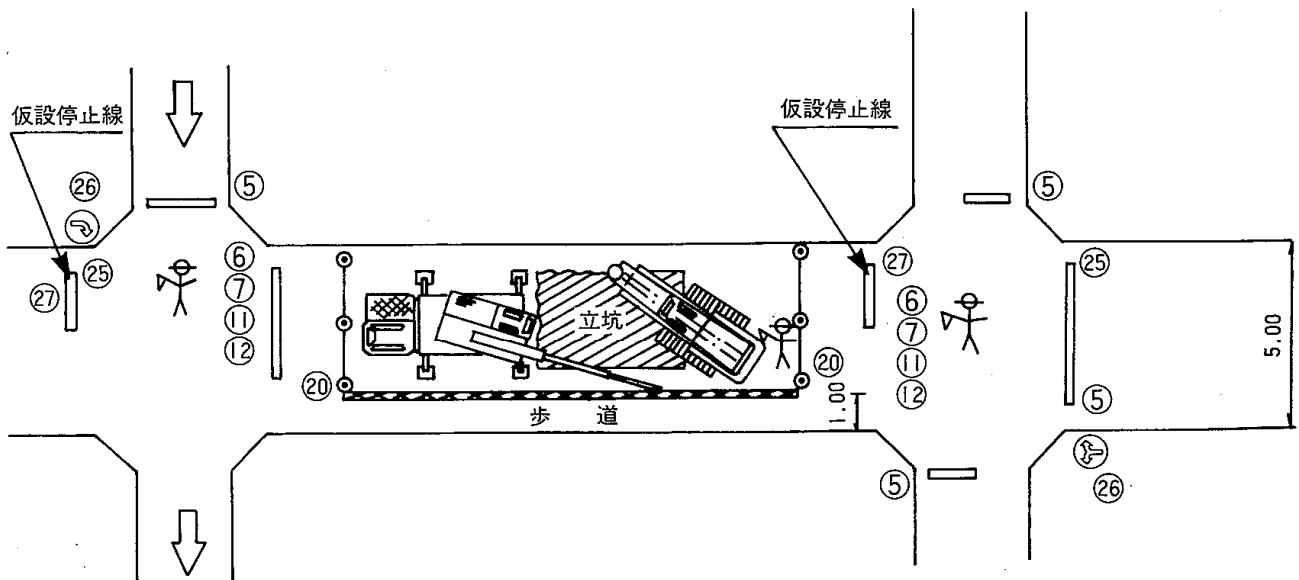
- 注) ① 7日～10日前に工事現場の各交差点に予告標識を出し付近住民又は車両にPRする。
 ② 歩行者通路及び二輪車通路は出来る限り確保する。
 ③ 工事場所は付近の各交差点に必ず迂回路お願い標識をペアで設置する。
 ④ 工事区間の両交差点には交通誘導員を配置する。
 ⑤ 夜間は安全柵に保安灯 (チューブ灯, スズラン灯) を設置する。

② 立坑工における設置例（昼間）

(図-13)

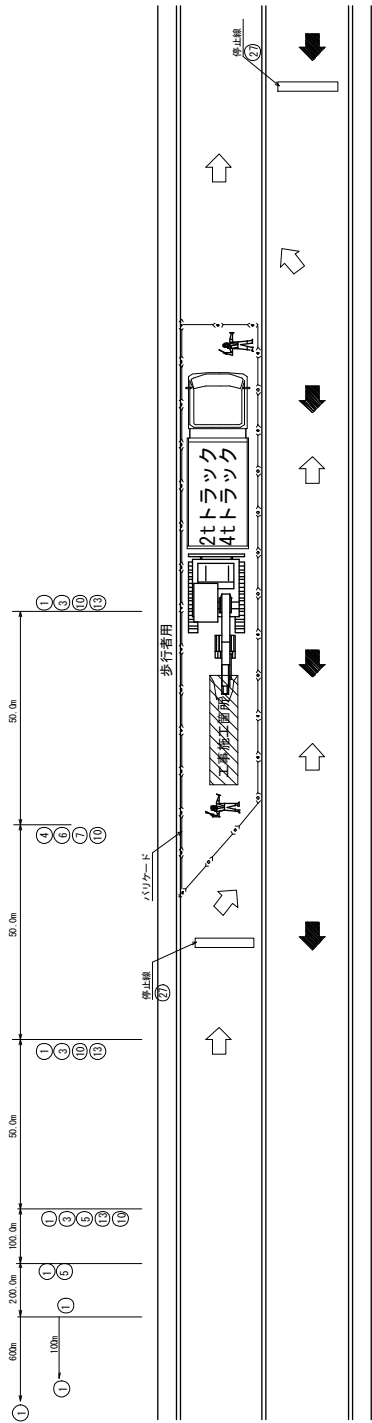


[施工か所詳細図]

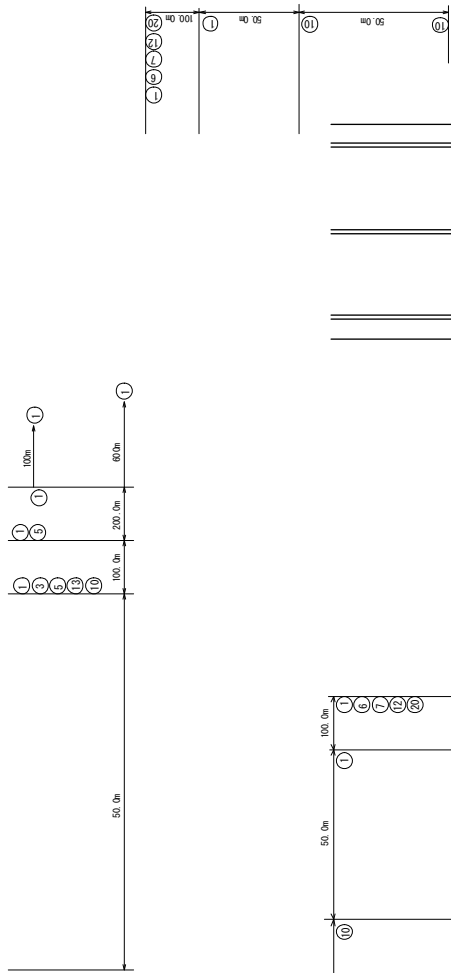


- 注) ① 付近住民には事前に迂回路についてPRする。
 ② 歩行者通路及び二輪車通路はできるだけ確保する。
 ③ 工事区間の両交差点には交通誘導員を配置する。

市道：片側交互通行



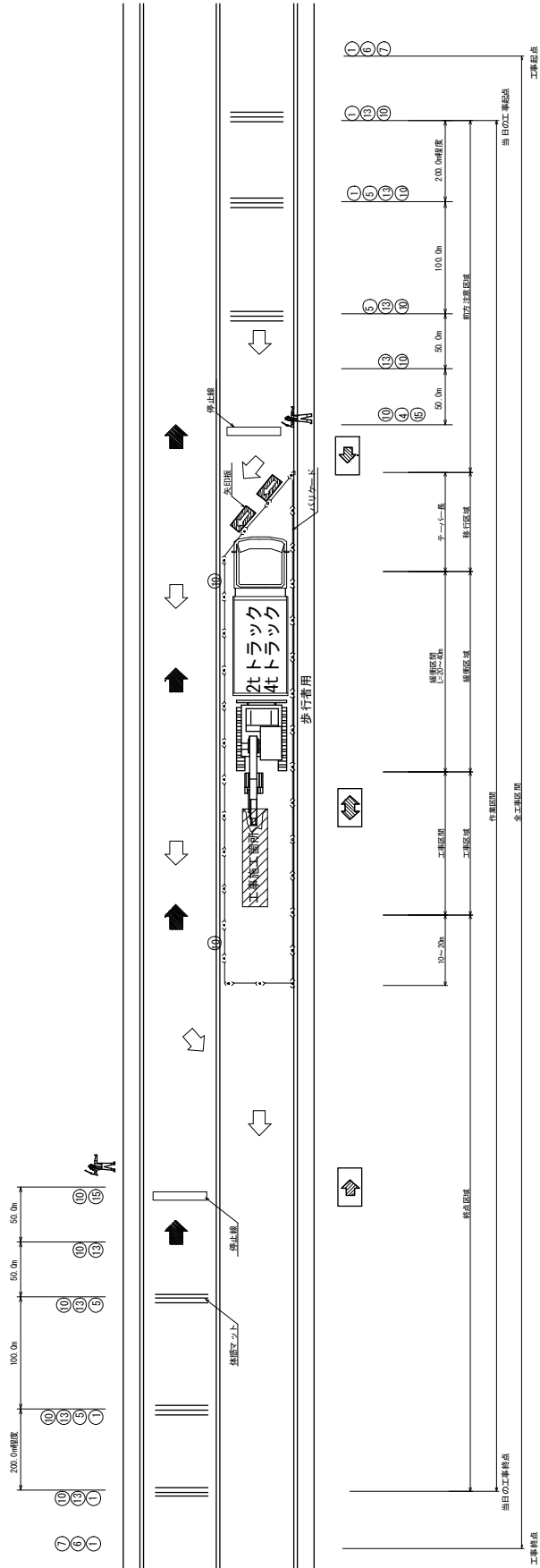
市道：全面通行止め



保安施設標準様式図

| 番号 記号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 10 | 12 | 13 | 20 | 27 |
|-----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| 様式 寸法 設置方法 (単位:mm) | | | | | | | | | | | | |
| 注 | <p>※ 歩行者に注意を促すには、歩行者の通行方向に設置する。歩行者の通行方向に設置する場合は、歩行者の通行方向に設置する。歩行者の通行方向に設置する場合は、歩行者の通行方向に設置する。</p> <p>※ 歩行者に注意を促すには、歩行者の通行方向に設置する。歩行者の通行方向に設置する場合は、歩行者の通行方向に設置する。歩行者の通行方向に設置する場合は、歩行者の通行方向に設置する。</p> <p>※ 歩行者に注意を促すには、歩行者の通行方向に設置する。歩行者の通行方向に設置する場合は、歩行者の通行方向に設置する。歩行者の通行方向に設置する場合は、歩行者の通行方向に設置する。</p> | | | | | | | | | | | |

国道：片側交互通行



保安施設標準様式図

| 番号 記号 | 1 | 2 | 4 | 5 | 6 | 7 | 10 | 11 | 13 | 15 | 終了 |
|---------------------------|---|---|---|---|--|--|----|----|----|----|----|
| 様式 式記号 標準 (単位mm) | | | | | | | | | | | |
| 注 | | | | | 1. 図面に記載されていない事項は、現場の状況に応じて必要な事項を記載してください。 2. 本図面に記載されていない事項は、現場の状況に応じて必要な事項を記載してください。 3. 本図面に記載されていない事項は、現場の状況に応じて必要な事項を記載してください。 | (1) 通行方向指示板の設置は、現場の状況に応じて必要な事項を記載してください。 (2) 通行方向指示板の設置は、現場の状況に応じて必要な事項を記載してください。 | | | | | |

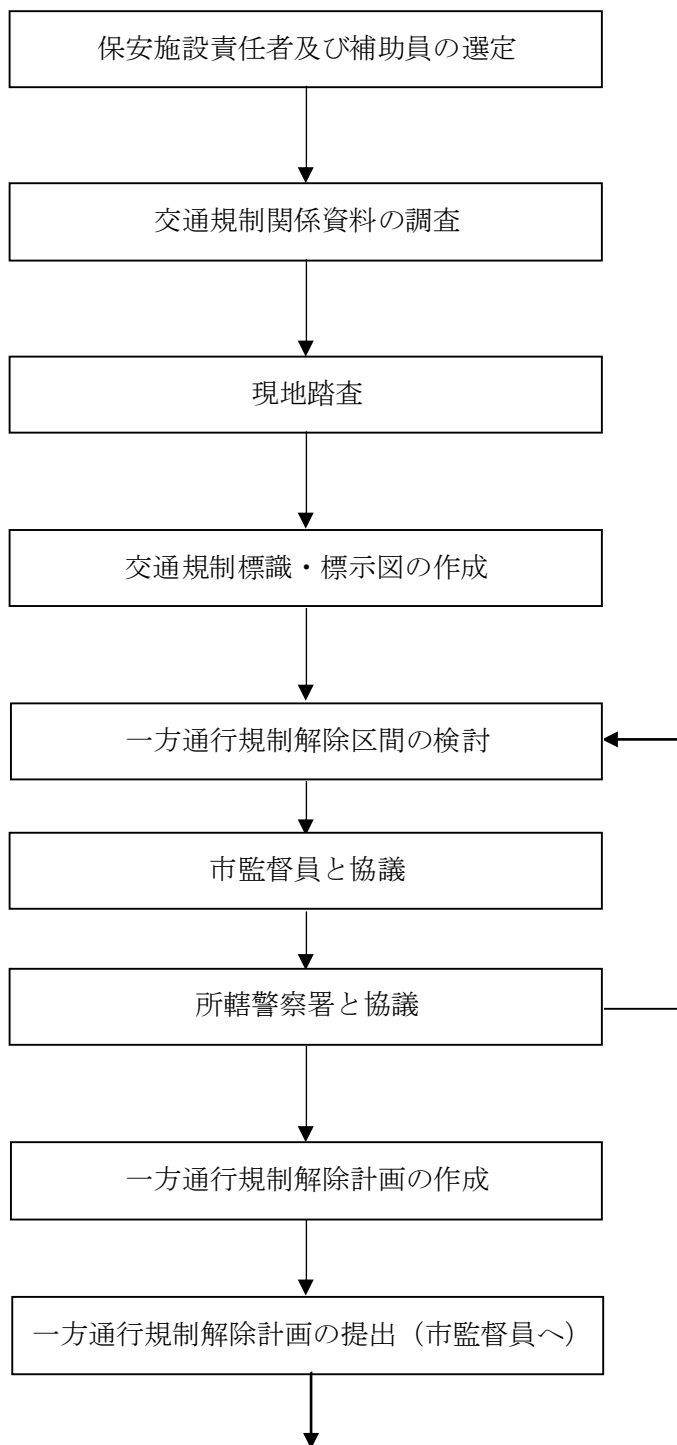
4 一方通行規制解除

下水道工事に起因して車両通行止め規制が行われる場合には、地元住民等の進入路を確保する必要がある。このため、一方通行となっている道路の規制を解除することもある。

この場合には、保安施設責任者は、綿密な調査・計画を立てた上で、一方通行規制の解除を実施しなければならない。

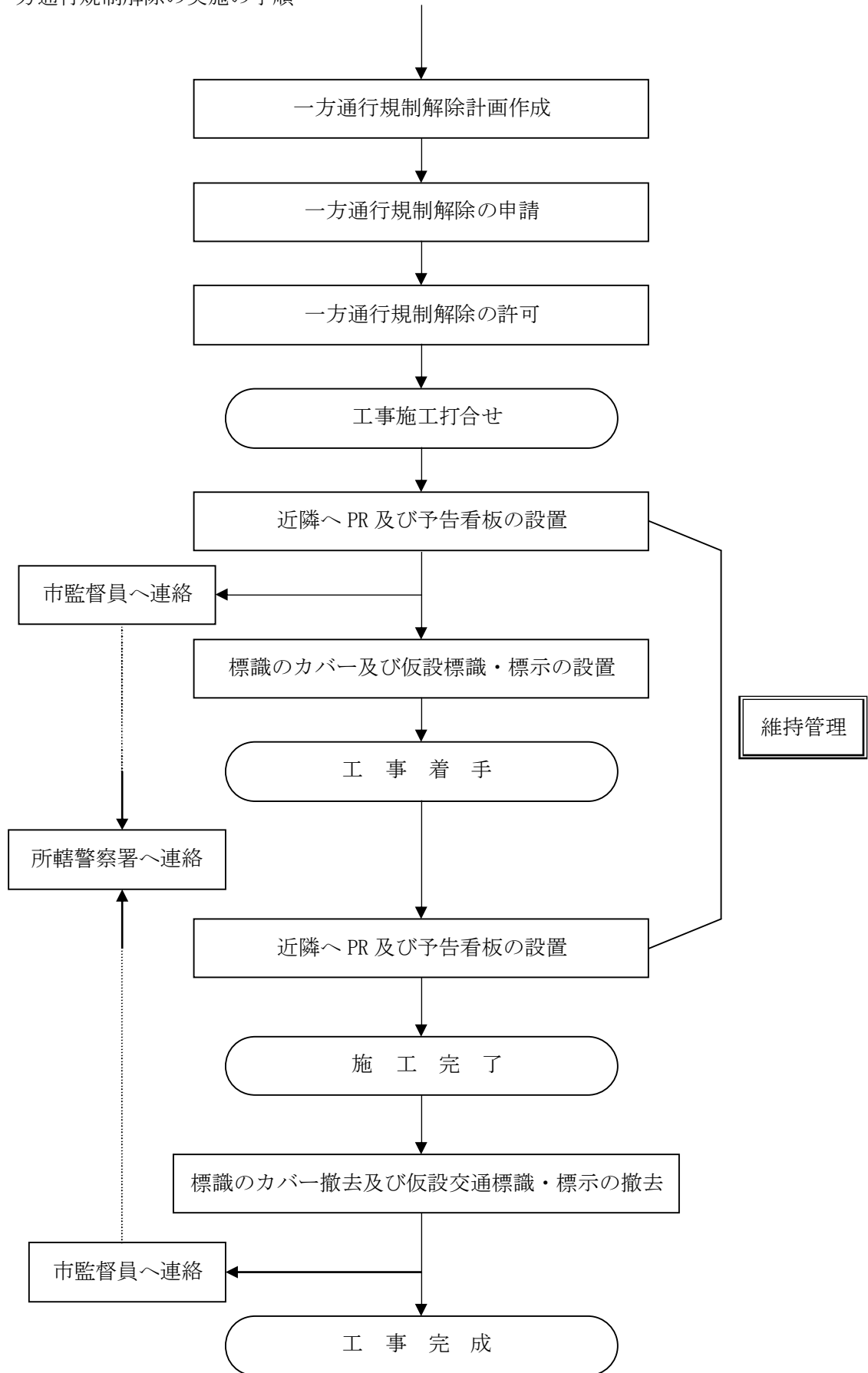
(1) 一方通行規制解除の計画

一方通行規制解除の作成の手順



(2) 一方通行規制解除の実施

一方通行規制解除の実施の手順




(3) 一方通行規制解除計画の作成要領

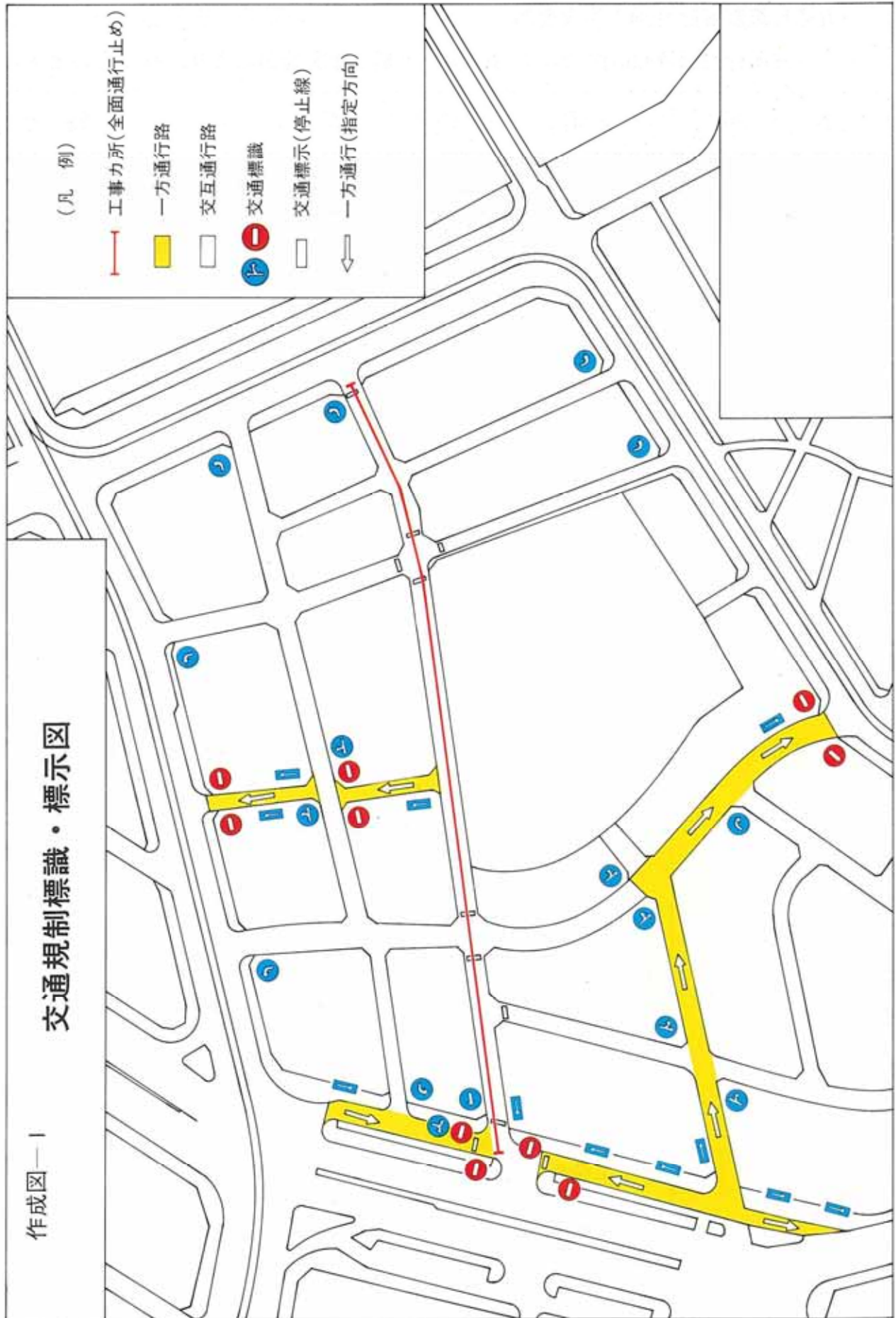
一方通行規制解除計画の作成は、次の手順と作業要領により行うものとする。

| 手 順 | 作 業 要 領 | 備 考 |
|-----------------------------------|---|-------------|
| ① 保安施設責任者及び補助員の選定 | 現場に常注できる受注者の社員の中から選定する。 保安施設責任者は、一方通行規制解除の計画・実施及び本工事の保安施設に関する関連業務を、責任を持って行わなければならない。また、補助員は責任者を補佐する。 | |
| ② 交通規制関係資料の調査 | 広島県公安委員会・所轄警察署が所有する交通規制図を収集する。 | |
| ③ 現地踏査 | i) 収集した交通規制図及び工事設計図をもとに行う。 ii) 範囲は、原則として工事区域から2交差点先までとする。 | |
| ④ 交通規制標識・標示図の作成 標識 ・ 標示図の作成 | 交通規制標識及び標示（停止線等）を図示する。 | 作成図－1 参照 |
| ⑤ 一方通行規制解除区間の作成 | i) 保安施設責任者は、工事現場付近の交通形態等を考慮して行う。 ii) 規制解除の範囲は、最小限にする。 | |
| ⑥ 監督員と協議 | 市監督員と保安施設責任者で協議を行う。 | |
| ⑦ 所轄警察署と協議 | 所轄警察署（交通規制課）・市監督員・保安施設責任者で行う。 協議事項 ①一方通行規制解除区間と期間 ②解除期間中の仮設標識・標示の設置位置 ③交通標識に付けるカバーの枚数 | |
| ⑧ 一方通行規制解除計画の作成 | 下記の様式に従って、一方通行規制解除計画を作成する。 i) 表紙（A4版） ii) 位置図 iii) 一方通行規制解除図 iv) 工程表 | 作成図－2 参照 |
| ⑨ 一方通行規制解除計画の提出 | 一方通行規制解除計画を市監督員に3部提出する。 内訳 — 所轄警察署提出用・・・2部（1部は公安委員会） 市監督員控用……………1部 | |

(4) 一方通行規制解除の実施要領

一方通行規制解除の実施は、次の手順と作業要領により行うものとする。

| 手 順 | 作 業 要 領 | 注 意 事 項 |
|--------------------------|---|--|
| ① 近隣へPR及び 予告看板の設置 | i) 事前に工事区域とその周辺へ口頭または、チラシでPRする。 ii) 事前（7～10日）に予告看板を設置し通行車両にPRする。 | 予告看板は、わかりやすい位置に設置する。 |
| ② 標識にカバー設置及び仮設標識・標示の設置 | i) 一方通行規制解除に必要な交通標識に、広島県公安委員会指定のカバーを解除区間全体へ同時に設置する。 <div data-bbox="798 689 898 790" style="text-align: center;">  </div> 注) 許可を受けた区域以外では、絶対に使用してはならない。 ii) 一方通行規制解除をすることにより、規制解除期間中必要となる仮設交通標識の設置及び交通標示の記入を同時に行う。（作成図-2 参照） なお、仮設交通標識については、「1 保安施設の標準様式 ㉔」を参照。 注) カバー及び仮設の交通標識の購入は、所轄警察署と協議を行う。 | 解除区間の内外は、カバーを設置しなければならない。 仮設の交通標示（停止線等）は、短期間の場合ペンキなどで記入してもよい。 維持管理は、保安施設責任者を持って行う。 |
| ③ 現地踏査 | i) 事前に工事区域とその周辺に口頭または、チラシで一方通行規制が復元することをPRする。 ii) 事前（7～10日）に一方通行が復元の予告看板を設置し通行車両にPRする。 | 予告看板は、わかりやすい位置に設置する。 |
| ④ 標識のカバー撤去及び仮設交通標識・標示の撤去 | i) 一方通行規制解除時に設置したカバーを設置同様、同時に撤去を行う。 ii) 一方通行規制解除を行うことにより、規制解除期間中に設置した仮設交通標識・標示類を原形復旧する。 注) カバー及び仮設の交通標識は厳重に保管するか、廃棄処分とし、許可を受けた区域以外では絶対に使用してはならない。 | 解除区間の内外は特にもれのないように、カバーを撤去しなければならない。 |



作成図—2

一方通行規制解除図

(凡例)

- 工事力所(全面通行止め)
- 一方通行規制区間
- 一方通行規制解除区間
- 規制解除に伴うカバ―設置力所
- ⊘ // 仮設標識
- ⊘ // 仮設標示(停止線)

